

# 投薬依頼書

岩崎保育園

## 《保育園での原則》

保育園における園児への投薬は、法律に定められている『医療行為』に該当する行為となるため、原則として行う事は出来ません。よって医師の診断を受ける際は、以下の2点を必ずお申し出頂き、保育時間中での投薬に配慮した処方(朝夕2回の服用・時間をずらしての服用)を頂いて下さい。但し、以下の点を考慮した上で投薬が保育時間中に必要だと認定される際につきましては、保育園での投薬を行います。

- 1、 保育園における投薬は、原則行われていない事
- 2、 例外として ①緊急性が認められるとき  
②保育時間中に投薬する理由が明確に存在するときだけであること

## 【医師記入欄】

医療機関名	
医師名	⑩
病名	
薬名	
投薬期間	令和 年 月 日( ) ~ 令和 年 月 日( )

## 【保護者記入欄】

医師との相談の結果「保育時間内の投薬が必要」との指示がありましたので、保育園での投薬をお願いします。園の責任は問いませんので、下記の内容に従って投薬を依頼いたします。

### ◆医師に相談の結果、保育時間内の投薬が必要な理由

- ①朝夕2回の服用が出来ない ②時間をずらしての服用が出来ない  
理由( )

園児氏名		保護者氏名	⑩
組	青 ・ 赤 ・ 黄 ・ 桃 ・ 白		
投薬時間	昼食前 ・ 昼食後 ・ その他( )		
薬の形状と数	粉薬( ) ・ 水薬( ) ・ 錠剤( ) ・ その他( )		
外用薬の場合 使用方法			
容器の持ち帰り	有 ・ 無 ※容器の持ち帰りを希望される方は、投薬箱から各自 お持ち帰り下さい。		

★投薬をする日、枠内を記入して薬と一緒に提出して下さい。(別紙参照)

★投薬期間終了後、用紙は  
保育園で保管させていただきます。

月 日	保護者印	投薬者	月 日	保護者印	投薬者